

【平成20年度全国安全週間】



建設業の労働災害は長期的には減少傾向を示しており、平成19年の死亡災害につきましては、459人と過去最小値となりました。建設業は、我が国の基幹産業として社会資本整備や社会経済の発展に重要な役割を担っているところであり、建設業が健全な発展を遂げ国民の信頼に添っていくためには、労働災害の防止は不可欠であり、また、企業の社会的責務でもあるため、「安全第一を」企業経営の最優先項目に掲げ、労働災害の撲滅に向けて、「三大災害」（墜落・転落災害、建設機械・クレーン災害、倒壊・崩壊災害）及び「熱中症」等の防止に力を注ぎ、この全国安全週間を機会に、作業者の安全意識高揚を図り、準備期間中に危険要因を排除するとともに、機械等による不具合が生じないように点検を確実にし、全国安全週間7月1日から7月7日及び準備期間6

月中での無事故無災害をお願い致します。

平成19年度県内の死亡災害は34件で昨年より9件増加し、建設業では8件の死亡災害で1件の増加となりました。

【道路交通法の一部改正】

6月1日から道路交通法の一部が改正になり施行されましたのでお知らせ致します。

後部座席のシートベルト着用が義務化

自動車の運転者は、助手席以外についても、シートベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。

一般道路では当分の間指導のみですが、高速道路では行政処分点数1点が科せられます

75歳以上の者及び聴覚障害者の保護

75歳以上の者及び聴覚障害者は、普通自動車を運転する場合、それぞれ内閣府令で定める「高齢運転者標識」、「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。

また、これらの標識を表示した普通自動車に対する幅寄せ等が禁止されます。

当分の間指導のみとなります

自転車の通行ルールが一部変更

道路標識で指定された場合、車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合は、歩道通行が可能になりました。

児童・幼児を保護する責任のある者は、自転車に乗車させるときはヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

昨年の交通安全白書

県内の交通事故の死者は121人で6年連続で減少し、昭和33年以降で最少だった。

このうち高齢者は60人で全体のほぼ半数を占めた。

【定期健康診断】

今年度の定期健康診断は6月18日(水)おおごえふるさと館で行われます。

昨年までとは受診場所が変わりますので、ご注意下さい。

今年の4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」によって生活習慣病予防の徹底のため、メタボリックシンドロームに着目して行われることになりました。

